

豊中市障害児一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立児童発達支援センター条例（昭和40年豊中市条例第12号）第4条第1項第8号に規定する障害児一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施について豊中市立児童発達支援センター条例施行規則（昭和40年豊中市規則第18号）の規定のほか必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の実施について運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の各号のいずれかに該当する事由により、保護者が障害児（第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）の日中における活動の場を確保することが困難であると市長が認める場合に、一時的に障害児を預かり、見守りを行うこととする。

- (1) 障害児の保護者及び家族の就労状況、傷病、出産、介護、冠婚葬祭その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 障害児を日常的に介護している者が、心身の一時的な休息を図ろうとするとき。

(利用対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、市内に在住する満1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童で次の各号のいずれかに該当する者であつて、前条各号のいずれかの事由により市長が認めたものとする。ただし、事業を第2条の規定により実施する場合は、受託事業者においてあらかじめ利用可能と判断されたものとする。

(1) 障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）

(2) 医療機関等で障害があると診断され、かつ、事業の利用が可能であると判断された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業を利用することができない。

- (1) 医療的ケアが必要な者
- (2) 疾病等により、医療機関に入院して治療を受ける必要がある者
- (3) 他に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者
- (4) その他市長が不相当と認めた者

(利用登録申込)

第5条 事業を利用しようとする障害児の保護者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市障害児一時預かり事業利用登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、利用登録を受けなければならない。

(利用登録の決定等)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、事業を利用しようとする障害児及びその保護者との面談による聞き取り等を行い、事業の利用登録の可否を決定し、豊中市障害児一時預かり事業利用登録可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

(利用登録の変更)

第7条 申込者は、前条の規定による事業の利用登録後、豊中市障害児一時預かり事業利用登録申込書(様式第1号)の記載内容に変更があった場合、豊中市障害児一時預かり事業利用登録変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用届出等)

第8条 第6条の利用登録の決定の通知を受けた障害児が事業の利用を希望するときは、利用を希望する日の1月前から5日前までに豊中市障害児一時預かり事業利用届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、障害児の保護者及び家族の状況等やむを得ない事由があると市長が認める場合で、利用日の定員に余裕がある場合には、利用を希望する日の4日前から前日までの利用届出を受け付けることができるものとする。

2 前項の規定により利用の届出があったときは、豊中市立児童発達支援センター条例第4条第4項に規定する定員の範囲内で事業の利用について受入れを行うものとする。

(事業の実施日等)

第9条 事業の実施日は原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日とし、実施時間は午前9時から午後4時30分までとし、延長は行わないものとする。

2 前項の規定に関わらず12月29日から翌年の1月3日までの期間は事業を実施しないものとする。

(利用日数)

第10条 事業の利用日数は、1人につき月当たり5日以内とする。

(利用料等)

第11条 事業を利用する保護者は、1人につき日額1,500円を支払わなければならない。

2 利用者は、前項に規定する利用料について、市が発行する納付書により支払うものとする。

(利用登録の取消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、事業の利用登録を取り消すことができる。

(1) 死亡又は市外に転出したとき。

(2) 医療機関等への入院等により事業を利用することが困難であると認めるとき。

(3) 虚偽の申込み又は不正の行為によって利用の決定を受けたとき。

(4) その他市長が事業を提供することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録を取り消したときは、豊中市障害児一時預かり事業
利用登録取消通知書（様式第5号）により利用の保護者へ通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から実施する。

様式第1号(第5条関係)

豊中市障害児一時預かり事業利用登録申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所 豊中市
 電話 ()
 氏名
 児童との続柄

次のとおり、利用登録の申込みをします。

登録児童	ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 () 歳	性別 男・女	
	住所	豊中市 (申込者と同一の場合は記入不要)	所属先			
			電話			
	障害手帳等級(程度)及び障害内容	・身体障害者手帳: 級() ・療育手帳: A ・ B1 ・ B2 ・精神障害者保健福祉手帳: 級 ・障害内容()				
健康保険証	記号	番号	保険者番号			
保護者	氏名①	() 歳(続柄:父・母・その他)				
	氏名②	() 歳(続柄:父・母・その他)				
	住所	豊中市 自宅電話 () (申込者と同一の場合は記入不要)				
	緊急の 連絡先	(父・母・その他)		携帯電話	()	
		勤務先		勤務先電話	()	
緊急の 連絡先	(父・母・その他)		携帯電話	()		
	勤務先		勤務先電話	()		
利用目的	該当する利用の目的に○印をつけてください。 ①就労のため ②傷病・出産・介護・冠婚葬祭 ③きょうだいの所属先の行事 ④介護者の休息 ⑤その他 ()					

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 (年) 月 日

豊中市障害児一時預かり事業利用登録可否決定通知書

様

豊中市長 印

年 月 日付で申込みのありました豊中市障害児一時預かり事業の利用登録については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

登録番号(可の場合)		決定年月日	年 月 日
申込者氏名			
対象児童氏名			
決定結果	可 ・ 否		
理由(否の場合)	1. 利用対象者に該当しないため 2. その他 ()		

様式第3号(第7条関係)

豊中市障害児一時預かり事業利用登録変更届

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所 豊中市
電話 ()
氏名
児童との続柄

次のとおり、利用登録の変更を届出します。

登録番号		変更年月日	年 月 日
------	--	-------	-------

変更があった内容のみ記載してください。

登録児童	ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 () 歳	性別 男・女	
	住所	豊中市 (申込者と同一の場合は記入不要)	所属先			
				電話		
	障害手帳等級(程度)及び障害内容	・身体障害者手帳: 級 () ・療育手帳: A ・ B1 ・ B2 ・精神障害者保健福祉手帳: 級 ・障害内容 ()				
健康保険証	記号	番号	保険者番号			
保護者	氏名①	() 歳(続柄:父・母・その他)				
	氏名②	() 歳(続柄:父・母・その他)				
	住所	豊中市				
		自宅電話 ()	(申込者と同一の場合は記入不要)			
	緊急の連絡先	(父・母・その他)		携帯電話	()	
		勤務先		勤務先電話	()	
(父・母・その他)		携帯電話	()			
勤務先		勤務先電話	()			

様式第4号(第8条関係)

豊中市障害児一時預かり事業利用届

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所
電話 ()
氏名
児童との続柄

次のとおり、障害児一時預かり事業の利用を届出します。

登録番号			
利用希望 児童	ふりがな	男・女	歳
	氏名		
児童の 送迎者	ふりがな	続柄	
	氏名		
	電話		
緊急時 連絡先	ふりがな	続柄	
	氏名		
	電話		
利用目的	該当する利用の目的に○印をつけてください。 ①就労のため ②傷病・出産・介護・冠婚葬祭 ③きょうだいの所属先の行事 ④介護者の休息 ⑤その他 ()		
利用希望 日・時間	① 月 日 () : ~		
	② 月 日 () : ~		
	③ 月 日 () : ~		
	④ 月 日 () : ~		
	⑤ 月 日 () : ~		

1. 利用は、1月当たり5日が上限です。
2. 利用日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日は除く日です。
3. 利用時間は、9時から16時30分までです。
4. 利用料は、利用時間及び時間帯に関わらず1人1日当たり1,500円です。

様式第 5 号(第 12 条関係)

第 号
年 (年) 月 日

豊中市障害児一時預かり事業利用登録取消通知書

様

豊中市長 印

年 月 日付で決定をしました豊中市障害児一時預かり事業の利用登録については、下記の理由により取り消しましたので通知いたします。

登録番号		取消年月日	年 月 日
申込者氏名			
対象児童氏名			
理由	1. 死亡 2. 市外転出 3. 医療機関等への入院等により事業を利用することが困難であると認めるとき。 4. 虚偽の申込み又は不正の行為によって利用の決定を受けたとき。 5. その他市長が事業を提供することが不相当と認めたとき。		